

安全・安心の徹底

考え方・方針

建設業を行う当社グループにおいて、安全管理は極めて重要です。安全・安心を実現するため、当社および請負会社などの社員を含む現場で働くすべての人々の安全衛生の体制強化に取引先と共に取り組んでいます。また、多様な人財が安心して業務に取り組める労働環境を整えることが、取引先の人財の確保および定着率の向上において重要と考えています。そこで、毎年「大和ハウスグループ安全衛生基本方針」を定め、グループ各社の取り組みを進めています。

また、当社では、労働安全衛生法に則った「安全衛生管理規程」を定めています。この規程に基づき安全を確保するための具体的な手法を「安全衛生推進基本要覧」に定め、毎年見直しを行っています。これらと、前年までの取り組みを鑑みて、当社全体の「安全衛生推進基本方針」を毎年策定しています。各工場・事業所での安全衛生管理については、毎年「安全・衛生管理事業所長方針」を総括安全衛生管理者が定めています。さらに、外国人労働者に対する安全確保のため、オンデマンド型の安全衛生教育講座や安全教育動画の多言語化を進めています。

■安全目標(2026年度／単位)

項目	目標
死亡災害	0件
第三者災害	0件
休業4日以上の墜落・転落災害	前年度比20%削減
休業4日以上の重機災害	前年度比20%削減
休業4日以上の熱中症災害	0件
重大事故(飛来落下、崩壊倒壊、重機転倒、インフラ損傷)	0件
度数率(熱中症を含み、労働者のみ、休業4日以上の災害を対象、当社労災適用)	0.4未満



➡ 大和ハウスグループ2026年度安全衛生基本方針



P199 社会データ 安全衛生教育

マネジメント

取締役会による安全衛生の監督体制

当社は、安全衛生のマネジメントの中心となる「中央安全衛生管理委員会」の委員長に代表取締役副社長を任命し、取締役会による安全についての監督体制を設けています。

「中央安全衛生管理委員会」は、技術部門、生産部門、管理部門の役員、関連する部門長などを構成委員として定期的開催し、安全衛生に関する現状を把握するとともに、課題について協議しています。委員会の内容については、取締役・執行役員が参加する合同役員会で発表し、役員の意見を「安全衛生推進基本方針」に盛り込んでいます。

各工場・事業所にも安全衛生委員会を設置し、工場・事業所の安全衛生委員会で報告される重要事項については、リスク評価を行い、「重篤」とされるものは中央安全衛生管理委員会で報告するとともに、取締役および監査役に報告を行っています。安全衛生に関する取り組みについては統括的な管理をすることで、各工場・事業所への指揮命令のラインを明確にしています。各事業所には、労働安全衛生法で定める安全管理者選任時研修と、RST^{*}などの外部講習を受けた安全管理者ならびに衛生管理者を配置しています。

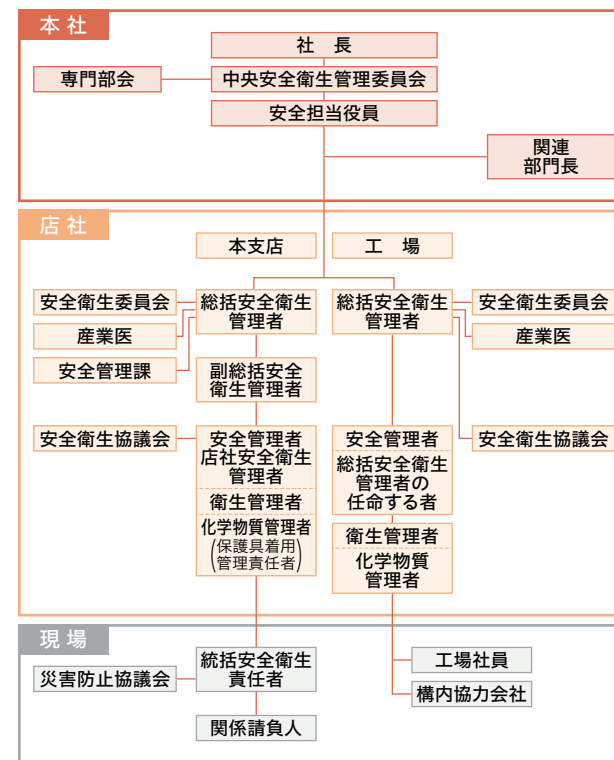
協力会社に対しては、本支店の安全管理者・安全衛生推進者および工事に従事する従業員とすべての関係下請負業者で「安全衛生協議会」を組織し、毎月開催しています。現場で想定される各種のリスクに対して、具体的な対策を協議し、安全衛生管理を推進しています。

※労働省(現:厚生労働省)方式安全衛生教育トレーナー



➡ 役員紹介

■安全衛生管理機構図

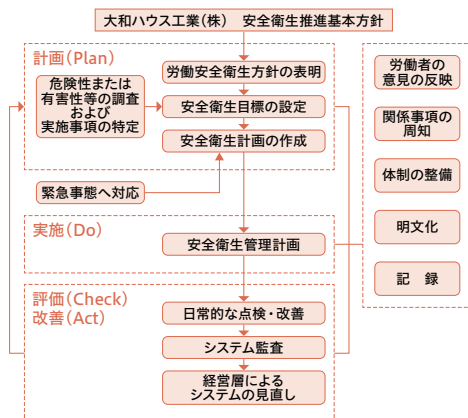


安全・安心の徹底

労働安全衛生マネジメントシステム

当社では、取り組むべき安全衛生管理活動を明確にし、各事業所で効果的に安全衛生管理活動が推進できるよう、中央安全衛生管理委員長が、毎年3月に次年度における安全衛生管理に関する「安全衛生推進基本方針」を、事業所長（総括安全衛生管理者）などに指示しています。この方針をもとに、各事業所に総括安全衛生管理者が安全衛生に関する方針・目標を策定し4月に発表しています。自事業所内のすべての関係者に周知するとともに、その方針に則って年度ごとに「安全衛生管理計画書」を作成します。計画書には前期の活動の反省をふまえた具体的な施策が設定され、事業所関係者および協力会社に周知し、計画を実施します。目標達成に向けた安全衛生管理活動は、定期的に開催される安全衛生委員会および安全衛生協議会でその結果をモニタリング・改善指示をすることにより、PDCAを回しています。また、工事中の物件の安全を確認する「災害防止協議会」を協力会社も含めて毎月開催するなど、「災害ゼロ」はもちろん安全性の高い職場環境の充実を目指しています。

■工場での労働安全衛生マネジメントシステムのフロー



従業員および協力会社への安全衛生教育

当社では、「安全衛生管理規程」および「安全衛生推進基本要覧」にて安全管理者および衛生管理者が、従業員に必要な安全衛生教育の年間計画を策定し、総括安全衛生管理者がそれを精査・承認することと定め、実施しています。また、協力会社の事業主教育の他、協力会社の従業員および技能者に行う安全衛生教育についての指導援助を行っています。

協力会社の事業主が従業員へ実施すべき安全衛生教育を効率的・確実に実施していただくために、2023年度よりオンデマンド型の安全衛生教育WEB講座を協力会連合会にて制作、展開しており、2026年3月時点で、全10講座を開講しています。

2025年度は、外国人労働者を受け入れる際に配慮すべき習慣や文化の違い、言葉の伝え方などをまとめた講座と、外国人労働者向けに安全の基本を伝える講座を作成しました。これらの講座は、15言語の字幕が選択表示できる仕様です。15言語に対応することで、当社で働く外国人労働者の約97%に対応できています。また、既存講座も順次15言語の字幕化を実施しており、2026年9月末までに対象講座すべての多言語字幕化が完了する予定となっています。現在、このシステムに協力会社の3万人超の方が受講登録され、随時受講いただいています。（2026年3月末時点）

また、この安全衛生教育WEB講座第1回～4回講座は、全技能者が対象となる基本講座のため、技能者の全員が受講するように目標をもって推進しています。（受講率75.4% 2026年3月末時点）

さらに、必要な教育を付加した労働災害防止に取り組むべきとの観点から、協力会社の新規入場者に対し教育を実施しています。一次協力会社に加え、二次協力会社以降の会社にも漏れなく講座を受講いただき、新規入場者アンケートを提出いただくと新規入場者ヘルメットステッカーをお渡ししま

す。それをヘルメットに貼ることで受講完了かつ、施工現場への入場が可能となります。

■安全衛生教育具体策（安全衛生推進基本要覧より抜粋）

(1) 当社社員向け階層別教育（技術統括部および外部教育機関にて実施）

- 1) 新入社員およびキャリア採用者の雇い入れ時教育
- 2) 工事担当者能力向上教育（重機災害、崩壊・倒壊、公衆災害、墜落・転落災害等に関する安全教育）
- 3) 過重労働および健康障害防止の教育（メンタルヘルスのストレスチェック検査の実施）

(2) 協力会社に対する安全衛生教育（事業所にて実施）

- 1) 連合会安全衛生環境部会が策定する計画と実施を支援する。
- 2) 新規入場者教育の実施を支援する。
 - ①専任現場は現場ごとに実施する。
 - ②非専任の住宅系現場においては、最低でも半期に一度期初に実施する。未受講の職方に対しては追加教育により対応する。
- 3) 事業主が実施する送り出し教育を支援する。

工場における取引先と連携したリスク管理

当社工場では、工場リスク管理委員会を工場の各会議体（安全衛生委員会、品質委員会、環境委員会など）の中心として位置づけるとともに、本社部門とリスク情報などを共有・連携しています。工場リスク管理委員会では、工場内でリスク事項が発生した際、他工場でも発生または発生が予見される場合は、即時に工場協力会社へ情報共有を行い、リスク発生の低減と課題解決に向け、当社工場と本社部門および工場協力会社が一体となったリスクマネジメントを行っています。

工場には、さまざまなリスクに対応すべく数多くの緊急

安全・安心の徹底

時対応手順があり、手順に基づく訓練の実施や大規模地震に備えた防災訓練の実施なども工場協力会社と共に実施しています。

また、月の労働時間も法令を下回るよう上限を設けており、工場内で残業をする際には当社への届け出が必要となっています。

さらに、工場協力会社へ定期的に実施するヒアリングで把握できた課題（経営状況、生産能力など）に対し、協力会社と共に生産工程や生産量の調整を行い、繁忙期への対策を行っています。

 P135 サプライチェーンにおける事業継続計画(BCP)の策定

工場での健康と安全に関する自主監査

当社では、OSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）を参考にした独自のマネジメントシステムに基づき自主監査を実施しています。さらに、予見リスクの収集やヒヤリハット事例の活用を通じて、工場の災害防止に取り組んでいます。

また、安全の確保だけでなく、工場内で働く人々の健康維持・増進を重視し、暑熱対策として作業場の空調設備や空調服の導入、休憩所のリニューアルなどを実施し、工場内で働く人々の満足度向上を目指した取り組みも推進しています。

AIカメラの導入

当社では荷役作業時の事故防止のため、奈良工場にAIカメラを試験的に設置しました。フォークリフトでの作業時に、人や車両の位置を検知して、安全状態や不安全行動に警告を発する仕組みです。今後は、対象工場を広げ、段階的に展開していきます。

施工現場における安全衛生管理活動

当社では、安全衛生管理計画での目標を達成するために、各種の施策や、当社および協力会社の従業員に対する改善指導・教育を行っています。

■主な取り組み

・施工計画書の作成

個別の新築・解体工事等を含む全物件において着工前に、現地で建設機械の運行経路や作業の方法および順序などを確認します。その後、安全を確保できる施工方法の検討会を開き、当社工事担当者が作成した施工計画書を工事責任者が承認した後に着工しています。あわせて、協力会社は作業計画書および作業手順書を作成しています。

・安全パトロール

現場の安全衛生が保たれているか、安全管理を担当する従業員と、総括安全衛生管理者、副総括安全衛生管理者、工事責任者、協力会社などが集まり、安全衛生協議会を開催し、毎月の定期および特別パトロールを抜き打ちで実施しています。不安全が懸念される際にはその場で指摘・是正を行い、指摘した内容は安全衛生協議会で共有し、再発防止に努めています。また、総括安全衛生管理者・副総括安全衛生管理者の参加は事業所評価に反映されます。

・安全教育動画「D-ST(ダイワ-セーフティトレーニング)」の提供

各施工現場では、その日に行う作業内容に合わせ、注意すべき危険な行動や安全遵守事項に関するショート動画を作成しています。これを朝礼や新規入場者教育などで技能者が現場の大画面（サイネージ等）で確認したり、施工店が送り出し教育として使用したり、技能者各自のスマートフォンで視聴することで安全意識を高めるようにしています。このショート動画のうち、安全の基本となる動画は5言語に翻訳され、外国人労働者にも理解できるようにしています。

 P116 従業員および協力会社への安全衛生教育

・ヒヤリハット報告

施工現場でのヒヤリとした事象について、事業主・技能者がパソコンやスマートフォンなどの端末から報告できるシステムを導入しています。失敗事例としての報告ではなく、災害に至らなかった成功事例として報告しています。2025年度末時点で約15万件以上が事例収集されており、その事例を安全統括部で分析し、安全活動に活用できる有用な情報としてフィードバックしました。その情報を、事業主や職長が朝礼時などで全技能者に共有・確認することで、当日注意すべきことを理解し、危険防止を図っています。

・災害事例研究

発生した労働災害について、「災害事例研究」を実施しています。発生直後、全社で共通の書式を使用し、労働災害の詳細について研究します。研究内容に基づき原因や法律などに照らして深く議論し、リスクの危険性を評価、対策を決定して再発防止対策を実施しています。また通達の発信や特別パトロールを行うことで、再発防止を全社に呼びかけています。

・施工現場における高齢労働者への対応

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」で65歳まで雇用の機会を確保することが新たに義務化され、当社の施工現場における高齢者の年齢基準を65歳に引き上げました。さらに、当社では、厚生労働省による「高齢者の労働災害防止のための指針」をふまえ、事業主に対し高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるため、当社の現場において高齢労働者の労働災害防止に向けた取り組みを推進しています。

 [厚生労働省 高齢者の労働災害防止のための指針](#)

安全・安心の徹底

・安全管理改善指導事業所の指定

災害の直接的要因が、当社が定めた基準に合致する場合は、安全管理改善指導事業所に指定され、安全担当役員の監視下に置き、直接指導しています。災害事例研究の分析結果から改善する指標を定め、それをもとに改善計画書を作成します。この改善計画書に基づき、設備の改善や意識改革などに集中的に約3ヵ月間取り組み、その後これらの定着を本社安全統括部と安全担当役員が確認し、解除の判断をしています。

📖 P199 社会データ 安全衛生教育

安全衛生情報の配信

当社では、当社役職員および現場の全技能者を対象に、安全に対する意識を向上させることを目的に、安全管理を行ううえで注意しなければならないポイントを、2026年1月からは施工現場のデジタルサイネージなどで、随時直接配信するデジタル化を推進しています。

毎回テーマを設け、事例と共に原因と対策について説明しています。2025年度は、熱中症対策に関する法令の紹介や、施工現場でのヒヤリハット事例などを取り上げました。



施工現場に設置されているデジタルサイネージ

主な取り組み

労働災害の発生状況ならびにその対策

労働災害が発生した際には、災害報告書を作成し一時報告を行い、関連部署の安全担当者と安全統括部で事故原因の究明・分析を行います。再発防止のため、適宜、全社に周知・対策の通達を行っています。

2025年度は、施工現場における協会社従業員の休業4日以上労働災害は22件（熱中症0件）発生しました。22件のうち、墜落・転落が3件となっています。

例年、墜落・転落災害が発生することから、高所・低所からの墜落災害の防止に関するeラーニングで主な墜落・転落要因を紹介するなどして、再発防止に取り組みました。

■ 2025年度 労働災害件数(施工現場 協会社従業員)

分類型	件数
墜落・転落	3
飛来・落下	3
転倒	5
はさまれ・巻き込まれ	2
切れ・こすれ	4
動作の反動・無理な動作	1
崩壊・倒壊	2
激突され	2
熱中症	0

📖 P199 社会データ 労働災害発生状況

・施工現場での事故

2025年度にはトラック搭載型クレーン（ユニック車）に仮設材を積載し、道路上空の支線および通信ケーブルに伸縮式アームのブームを引掛け、断線ならびに近隣家屋の一部が破損するなどの事故が2件発生しました。どちらも施工現場での仮設事務所の撤去時に運転手がブームを格納しない状態で現場から退場したものです。これを受け、当社からユニック車作業開始前点検表と、積み込み完了後の「ブーム格納状況写真」を、工事担当者の携帯電話などに提出させた後、現場を退場させることなどが書かれた「周知記録書」を仮設リース会社ならびに庸車会社の運転手に配付し、記録書に署名したものを受領しています。今後も、機材の収納など現場退場の際の安全管理の注意喚起を行い、再発防止に努めます。

協会社（工事部門・生産部門）・新規技能者向け熱中症対策品購入補助

当社では、毎年暑さが厳しくなるなか、元請企業としてより安全な作業環境を提供するため、取引先すべての技能者を対象に、施工現場および工場作業場での熱中症対策として、熱中症対策品購入補助を継続実施しています。ベストタイプ・半袖タイプのファン付き作業服や冷感ベストなどの熱中症対策品に対し、当社からの補助金に加えて協会社連合会の補助を合算し、条件によって10,000円を補助しています。2025年度は熱中症発症にともなう4日以上の休業が0件となりました。2026年度は、建設現場や工場の技能者を対象にアンケートを実施し、現場からの声を反映した熱中症対策を実施していきます。

📖 P034 施工現場における熱中症対策